

「秋田の魅力を再発見！」推進事業（東北域内事業者向け）

助成金交付要項

（目的）

第1条 この要項は、旅行事業者に対して、秋田の魅力を感じられる旅行商品の造成及び販売を支援し、東北域内（新潟県含む）（以下「東北域内」という。）からの誘客を促進することを目的とする。

（助成金の交付対象者）

第2条 助成金の交付対象者は、東北域内発の秋田県内に1泊以上する旅行商品（以下「商品」という。）を販売する東北域内の旅行事業者（OTA事業者は除く。）とする。

（助成金の交付要件）

第3条 助成金は、次のすべての要件を満たす商品であり、本事業の趣旨に適したものと一般社団法人秋田県観光連盟会長（以下「会長」という。）が認めたものとする。

- (1) 東北域内発（秋田県を除く。）の商品であること。
 - (2) 2人以上の催行された商品であること。
 - (3) 交通助成（県内バス等助成、鉄道助成）を受ける場合は、秋田県内の事業者（支店・営業所等含む）が所有するバス、ジャンボタクシー、鉄道を貸し切りで利用する商品であること。また、秋田県内に本店がある事業者の県外の支店・営業所等が所有するバスを貸し切りで利用する商品も対象とする。
 - (4) 県外バス助成を受ける場合は、県内のお土産を販売する施設等に2か所以上立ち寄ること。
 - (5) 交通助成（県内バス等助成、鉄道助成、県外バス助成）を利用する場合は、原則、定員の半数程度の乗車で運行すること。ただし、別途新型コロナウイルス対応ガイドライン等で乗車方法等が示されている場合は、その基準に適合すること。
- 2 商品催行時は、日本旅行業協会・全国旅行業協会が策定した「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を参考に感染症防止対策に努めること。

（助成金の交付額）

第4条 助成金の交付額は次のとおりとする。

送客助成	区分A：宿泊・交通機関のセット	1人につき5,000円
	区分B：宿泊のみ	1人につき2,000円
県内バス等助成	貸切バス・ジャンボタクシー (県内事業者が所有するバス等)	1台につき代金の2分の1以内 (上限150,000円)

鉄道助成	秋田県内地方鉄道貸切車両	1 車両につき代金の 2 分の 1 以内 (上限30,000円)
県外バス 助成	貸切バス (県外事業者が所有する貸切バス)	1 台につき 100,000 円 (ただし、県内に 2 泊以上する場合は 150,000 円とする。)

※助成金の交付額に端数が生じる場合は、千円未満を切り捨てることとする。

2 1 事業者あたりに交付する助成金の上限は、原則として10,000,000円とする。

(申請書の提出)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、商品催行前に様式第1号(「秋田の魅力を再発見！」推進事業申請書)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出すること。

- (1) 催行予定ツアー一覧表(任意様式)
- (2) 企画旅行の場合は行程の分かる資料(任意様式)
- (3) その他会長が必要と認めるもの

(助成金交付内定の通知)

第6条 会長は、前項の申請があった場合には、速やかに交付すべき助成金の額を様式第2号(「秋田の魅力を再発見！」推進事業助成金の交付内定通知書)により、申請した旅行事業者(以下「申請者」という。)に通知を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 申請者は、申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、直ちにその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(実績報告書及び請求書の提出)

第8条 申請者は、商品催行後速やかに、様式第3号(「秋田の魅力を再発見！」推進事業実績報告書)に次の書類を添えて、会長に提出すること。

- (1) 催行ツアー一覧表(任意様式)
- (2) 企画旅行の場合は行程の分かる資料(任意様式)
- (3) ツアー毎の参加者名簿(任意様式)
- (4) 貸切バス・ジャンボタクシー・貸切鉄道車両を利用したことを証明できる書類※利用した場合のみ
- (5) 第3条第1項(4)の立ち寄り証明書(様式第4号)※県外事業者所有のバスを利用した場合のみ。
- (6) 請求書(任意様式)

(7) その他会長が必要と認めるもの

(助成金の支払)

第9条 会長は、前条の提出書類を審査し、適当と認めたときは速やかに助成金を支払うものとする。

(助成の取消し等)

第10条 助成を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、内定した助成金の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 不正の手段により助成金を受けたとき
- (2) 助成金交付の要件に違反したとき

(助成の期間)

第11条 助成の対象となる商品の期間は、令和2年7月1日から12月20日までとする。
ただし、助成金の交付額が予算額に達しない場合は、期間を延長することとする。
2 助成金の交付額が予算額に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。

(書類の保管)

第12条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び全ての証拠書類を当該助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要項は、令和2年6月25日から施行する。

附則

この要項は、令和2年9月1日から施行する。